

東京医療学院大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京医療学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び各学科の教育目的は、寄附行為、学則、パンフレット、大学ホームページにて簡潔な文章で明記し、学内外に周知している。大学の使命・目的及び各学科の教育目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映されており、内部質保証推進委員会にてワーキンググループを設置し、社会情勢に対応して見直しを行っている。

建学の精神、教育理念は、ロゴマークとして視覚化され、大学の個性・特色を反映し、大学ホームページで公開され、学生には入学式やオリエンテーションを通じて周知することで浸透している。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項やオープンキャンパスで周知され、適切な入学者選抜が実施されている。また、入学試験の実施方法も定期的に見直されている。教職協働による学修支援の方針と体制が整備され、オフィスアワー制度はシラバスに明示されている。特別な配慮を必要とする学生への対応方針も定められている。

キャリア支援は、各学科とキャリアセンターが協力し、1年次から段階的に実施されており、学生生活の支援は学生委員会や学生生活支援課が担当している。

校地・校舎は大学設置基準を満たし、図書館などの施設やバリアフリー対応も整備されている。校医、看護師、心理カウンセラーが常駐し、学生相談や保健管理を適切に行っている。FD(Faculty Development)委員会は授業アンケートを実施し、学生生活全般に関する意見・要望は、目安箱や学生生活満足度調査で把握し、改善に努めている。

「基準3. 教育課程」について

教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページなどで周知している。これに基づく単位認定基準や卒業認定基準を学則に定め、厳正に運用している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づき策定され、大学ホームページや動画配信で学生に周知している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び各授業科目との関連性は履修系統図で示され、シラバスには科目の関連性や成績評価基準が記載されている。初年次教育を充実させて専門職に必要な基礎学力を強化し、授業ではPBL(Problem Based Learning)を導入し、教授方法に関するFD研修会などで授業改善を推進している。ディプロマ・ポリシーの到達度を評価する基準を定め、点検・評価を実施

しており、授業アンケートを通じてフィードバックし、目標管理シートで改善に反映している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮できるよう、副学長を配置し、事務組織を明確にして責任権限を示し、教学マネジメントを適切に実施している。法令に基づく教員数を確保し、採用や昇任も選考基準に沿って運用している。FD 委員会は授業アンケートの実施及び分析を行い、FD 研修会を企画・実施している。

職員の資質向上には SD(Staff Development)研修を毎年実施し、外部研修への参加も推奨している。また、「目標管理シート」により職員の資質・能力向上を支援している。

教育研究環境は研究室の設置など適切に整備され、研究倫理は規則に基づき厳正に運用されている。研究資源の配分も適正に行われている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は規則により管理され、危機管理体制は規則やマニュアルを通じて教職員や学生に意識徹底が図られている。大学運営会議を通じ、法人と大学の意思疎通と連携が行われており、教職員の提案をくみ上げる仕組みが整備されている。監事は理事会・評議員会に出席し、業務や財産状況の監査を適切に実施している。また、評議員・監事は適切に選任され、監事による業務監査を実施している。

中長期計画に基づく財務運営は、学生生徒等納付金の増収や外部資金獲得を目標に掲げ、財務基盤の安定と収支バランス確保に努めている。会計処理は関係法令に基づき適正に実施され、公認会計士や監事による業務監査及び会計監査が行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は、学則及び「東京医療学院大学内部質保証基本方針」に明記している。内部質保証のための組織体制は学長が委員長である内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会で実施され、その結果を大学運営会議、理事会に報告するシステムがあり、大学と法人で連携・協議して改善・改革に努めている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、PDCA サイクルを大学レベルだけでなく、学科・専攻・課室、教職員の三つの層に分けて構築し、教育研究水準の質向上と改善につなげている。

自己点検・評価報告書は大学ホームページで学内外に公表し、自己点検・評価活動の実質化及び客観性・適切性を確保するため外部評価委員会を設置して評価している。

総じて、内部質保証を効果的に実施していく上で必要な教職協働での教育研究に関する組織体制やその責任体制が整備されている。また、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中期的な計画を踏まえた対応も実施している。財務運営についても中長期計画に基づき財政基盤の安定と収支バランス確保に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概

評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 医療系防災訓練への参加

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び各学科の教育目的については、寄附行為、学則、パンフレット、大学ホームページにて簡潔な文章で明記している。

建学の精神、教育理念はロゴマークとして視覚化され、大学の個性、特色を反映している。これらは大学ホームページで公開され、学生には入学式やオリエンテーションを通じて周知されている。

社会情勢に応じて、令和 3 年(2021)年に「大学運営に関わる方針」などを策定することで、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学運営会議を設置し、理事長を議長として使命・目的及び教育目的の確認・見直しを行っている。この会議には学長、副学長、学部長、事務局長などが参加することにより、教職員や外部有識者の意見を反映し、役員と教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的は、大学ホームページや「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」での公表に加え、入学式やオープンキャンパス等で周知しており、教職員及び学生にはオンデマンド形式で動画による配信を行っている。

中期計画及び三つのポリシーは、内部質保証推進委員会を中心に使命・目的及び教育目的を反映して策定している。

教育研究組織は学則で定められ、使命・目的及び教育目的に基づき、1学部2学科2専攻から成る組織を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育理念に基づき、アドミッション・ポリシーを募集単位ごとに策定し、「学生募集要項」などの冊子体や大学ホームページに明示することで周知している。オープンキャンパス、個別相談会、進路ガイダンスでも説明が行われ多様な人材を受入れるための選抜区分に基づいた入試を行っている。

入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーに沿った選抜に向けて「面接・プレゼンテーション評価・運営ガイドライン」を作成し、全教員に説明会の中で周知を徹底している。また、入学者の選抜区分及び入学試験成績と GPA(Grade Point Average)の相関関係を分析することで、入学試験方法の見直し及び募集人員の検討につなげている。

大学は入学定員・収容定員を充足しており、令和 6(2024)年度においても、入学者数及び在籍学生数は学修支援を十分に行うことができるよう維持されている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「学生支援の方針」を定め、学修支援、生活支援、課外活動支援、就職支援の側面から対応している。学修支援では、学修支援委員会、学修支援課が中心となり、入学時の学生交流を目的とした「WaiWai (わいわい) カフェ」や、学生の主体的な学びの促進及び学力不振に対する学力向上支援を目的とした「協同学修ルーム WITH」を運営し、学力向上支援を行っている。

各学科・専攻で教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を整備・運営している。オフィスアワー制度については、シラバスに明示し全学的に取り組んでいる。また、特別な配慮を必要とする学生に対しても方針を定め対応を進めている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科・専攻における臨床実習、臨地実習などの学外実習に加え、キャリアセンターがインターンシップの情報提供を行い、キャリア教育のための支援体制を整備している。

キャリア支援に関する科目が各学科・専攻に配置されており、1年次から段階的に職業理解や職業選択について学ぶ体制を整え、就職・進学の手引となる冊子も整備している。また、進路指導や相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス全般や厚生補導等のための組織として、学生部があり、学生委員会、学生生活支援課が中心となって、学生生活の充実、奨学金、学生表彰、課外活動支援などについて対応している。

学生相談、保健管理等の業務を担う「学生支援センター」が設置されており、保健管理室では常駐の校医、看護師が、学生相談室では常勤の心理カウンセラーが対応している。

日本学生支援機構、地方自治体の奨学金制度や医療機関をはじめとする外部の奨学金についての情報提供をするとともに、大学独自の奨学金制度を設け、経済的に困窮している学生の支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は大学設置基準を満たしており、図書館、実習室、ICT（情報通信技術）環境など教育研究に必要な施設・設備を備え、有効に活用している。校舎は、耐震基準に適合し、一部旧耐震基準のものも耐震性の診断により安全性が確認されている。

体育館、屋外運動場は授業や学生のサークル活動等でも利用している。

図書館では、書籍・雑誌のほか、学外からの利用が可能な電子書籍を整備し、館内に自学自習を支援する環境として「個人学習席」及び「グループ学習席」が設けられている。

全建物にエレベータ、階段やトイレには手すりを設置し、車椅子利用者が使用できる多目的トイレを設けている。段差解消のためのスロープ、障害者専用の駐車スペースの設置により、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性を図っている。

授業を行う学生数の管理は、適正数でクラス分け及び教員配置をしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を把握する仕組みとして、「授業アンケート（授業を良くする学生アンケート）」「授業と学修支援に関する意見箱」「学生と教職員の授業を良くする懇談会」を FD 委員会が中心となって実施し、学生の意見を改善に反映している。

学生生活全般に関する意見・要望は、学内に設置した目安箱や学生生活満足度調査、学生相談室のアンケート等によって把握し、対応と改善に努めている。

施設・設備等の学修環境については、これらのアンケートや懇談会等の意見・要望が反映され、無線 LAN の整備や教室の環境改善につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目3-1を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて、学部、学科及び専攻ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページで公表するとともに、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」及びシラバスに掲載し、三つのポリシーとアセスメント・ポリシーの説明を動画配信によって学生へ周知している。

ディプロマ・ポリシーに基づき策定されたカリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を配置し、各授業科目の「学位授与方針(DP)との関連」「学修目標」「学修評価の基準」「先修条件」「課題に対するフィードバック方法」等はシラバスに明記するとともに、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」や新入生、在学生ガイダンスで学生に周知している。

単位認定基準及び卒業認定基準は学則及び「東京医療学院大学履修に関する規程」に定め周知し、厳正に運用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目3-2を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき策定したカリキュラム・ポリシーを学部、学科及び専攻ごとで策定し、大学ホームページや動画配信によって学生へ周知している。カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーと各授業科目との関連性を体系的に示した履修系統図を作成し、公開している。シラバスには当該授業科

目とディプロマ・ポリシーの関連性、アセスメント・ポリシーと連動した成績評価の基準を示している。カリキュラムの改定に伴い、全学的に教養教育の見直しを行い、初年次教育の充実によって専門職に必要な基礎学力の強化を図っている。授業では、PBL、反転授業、ディスカッション・ディベート、グループワーク等のアクティブ・ラーニングを導入するとともに、教授方法に関するFD研修会の開催や、「授業アンケート（授業を良くする学生アンケート）」の結果のフィードバックによって、授業の改善につなげている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修成果を三つのポリシーに照らして検証を行うために、大学レベル、学部・学科・専攻レベル、科目レベルで学修成績による測定項目を定めた「学修成果アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）」を策定している。大学レベルで、ディプロマ・ポリシーの到達度を評価する「観点」を定め、学部・学科・専攻レベルでは、その「観点」に沿って集計し測定を行っている。科目レベルでは、「観点」に含まれるGPAを用いて「学修目標」の到達度を測定している。

学生の学修に対する意識の点検・評価として「三つのポリシーに関する学生アンケート」によって、入学から卒業まで経年的に調査し、個別の学修支援に活用している。「授業アンケート（授業を良くする学生アンケート）」を実施し、授業担当者にフィードバックするとともに、内部質保証の一環である目標管理シートによって授業の改善に反映させている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮し、かつ権限を適切に分散するため、学長及び教授会の権限・役割を「東京医療学院大学組織規則」及び「東京医療学院大学教授会規程」など各種規則に明確に定めている。また、学長補佐体制として、「東京医療学院大学組織規則」に基づき副学長を配置している。

「学校法人常陽学園事務組織規則」「学校法人常陽学園事務業務分掌規程」「学校法人常陽学園決裁規則」により、組織機構を定め、事務組織と各事務分掌を明確にすることにより、各課及び関係部門の責任権限を示し教学マネジメントを適切に実施している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準や各職種に関する指定規則などの法令にのっとり、教員数を確保の上、適切に配置している。専任教員の採用は公募によって行われ、教員の採用と昇任についても「東京医療学院大学教育職員選考規程」及び「教員選考基準」にのっとり審議している。

FD 委員会では授業アンケートの実施・分析や FD 研修会の企画・実施がされており、大学全体の FD 研修会に加えて、学科別の FD 研修会を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる教職員の資質・能力向上への取組みについては、外部研修への参加に加え、建学の精神にある「人に優しく」を踏まえ、ハラスメント防止対策に係る SD 研修を毎年実施している。また、課長代理以下の事務職員に対し、私立学校法及び大学設置基準の概要説明を行い、職員として必要な知識等の習得を図っている。内部質保証の一環として職員を対象に行っている「目標管理シート」は、職員の資質・能力向上を助ける取組みとして活用している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と適切な運営・管理について、准教授以上には独立した研究室、講師以下には共同研究室が用意されるなど教育研究環境を整備している。

研究倫理の確立と厳正な運用について、「公的研究費の管理・監査に関する規程」「公的研究費等の不正防止に関する基本方針」等を定め、また、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に準拠した研究倫理の審査が行われており、研究倫理を確立し厳正に運用している。

研究活動への資源の配分について、「一般研究費及び特定研究費に関する規程」に基づく一般研究費の配分、また、研究の充実や発展を図ることを目的に個人研究、共同研究及び若手研究を対象に特定研究費を配分するなど、研究活動への資源を適正に配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為や学則をはじめ、法人及び大学の管理運営に必要な諸規則が整備されており、これらを遵守した管理運営が行われている。中期目標・中期計画をベースに毎年度事業計画及び事業報告を策定しており、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を重ねている。

危機管理体制については、「東京医療学院大学危機管理規程」に基づき、「東京医療学院大学危機管理基本マニュアル」が作成されており、教職員及び学生の危機管理に対する意識の徹底が図られている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき法人の最高意思決定機関と位置付けられ、事業計画、予算及び決算等の重要事項の審議、意思決定を行っているほか、理事の職務執行の監督を行っている。理事会は寄附行為に基づき適切に選任された理事により構成されており、議事録は適切に記載及び保存されている。理事会は定例開催のほか機動的に意思決定ができるよう必要に応じ臨時に開催されており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し適切に運営されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営会議、常勤理事懇談会を通じて、法人と大学の意思疎通と連携により意思決定の円滑化が図られている。また、目標管理シートを用い、教職員の提案を上長等にくみ上げる仕組みを整備している。

評議員及び監事は、寄附行為に基づき適切に選任されている。監事は、理事会・評議員会に出席し、法人の業務、財産の状況又は理事の業務執行の監査を適切に行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について、中期計画である「学校法人常陽学園中期目標・中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」に学生生徒等納付金の増収、外部資金の獲得を目標に掲げ、適切な財務運営の確立に努めている。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について、収入の柱である学生生徒等納付金の増収に向けた施策の実施に加え、寄付金収入の確保や収益事業の検討など外部資金

獲得への取組み、私立大学等経常費補助金等の増額への取組みを行うことで安定した収支バランスの確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理の適正な実施について、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令、「学校法人常陽学園経理規則」「学校法人常陽学園経理規則施行細則」等に基づき適正に実施している。

会計監査の体制整備と厳正な実施について、公認会計士による会計監査、「学校法人常陽学園監事監査規則」に基づく監事による業務監査及び会計監査が行われている。監事監査は、監事、監査法人及び内部監査室が連携を図って行われており、会計監査を行う体制を整備し、かつ、会計監査を厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、学則及び「東京医療学院大学内部質保証基本方針」で基本的な考え方、組織体制、内部質保証システムを明記している。

内部質保証のための組織体制は学長が委員長である内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会で実施され、その結果を大学運営会議、理事会に報告するシステムがあり、大学と法人が連携・協議して改善・改革に努めている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は「東京医療学院大学内部質保証基本方針」に定めている。IR・企画室、FD委員会、学生委員会が三つのポリシーの達成度を測定するさまざまなアンケートを実施し、内部質保証の向上・改善に役立てている。自己点検・評価報告書は大学ホームページにて学内外に公表している。

自己点検・評価活動の実質化及び客観性・適切性を確保するため外部評価委員会を設置して、自己点検・評価の客観性、妥当性、有効性を評価している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年に大学機関別認証評価を受けた際の参考意見を受け、内部質保証の責任体制及び恒常的な組織体制が整備されている。「東京医療学院大学内部質保証基本方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証は、PDCA サイクルを大学レベルだけでなく学科・専攻・課室、教職員の三つに分けて構築し、教育研究水準の質向上、改善につなげている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 社会連携・社会貢献活動の実施

A-1-① 社会連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

【概評】

平成 24(2012)年に「多摩市と学校法人常陽学園の連携協力に関する基本協定書」を締結し、多摩市で実施される保健医療や福祉に関する市民講座等の開講、地域交流室等敷地内の一部エリアの開放など地域への貢献を行っている。また、各学科においてボランティア活動を取入れた科目を設置し、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会等の協力を得て地域との交流を深めている。

多摩市と日野市の連携事業である「たま学びテラス事業」の一環として行われる「関戸地球大学院」の市民公開講座へ定期的に講師を派遣している。この市民公開講座は、多摩

市と日野市にキャンパスを置く大学が共催し、各大学の特性を生かした専門性の高い講座を行っている。

学生の社会貢献として、「東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた取組に関する連携協定書」の締結によるボランティアへの参加、東京都住宅供給公社との協定による住宅貸出しに伴う自治会活動参加、多摩市の各種イベントでのボランティア活動や多摩市が運営している公式の動画配信チャンネルの取材協力などを行っている。学生ボランティアは学内情報ネットワークシステムや掲示板等で募集している。

以上の活動を通して、建学の精神「人に優しく、社会に貢献できる人材の育成」を目指している。今後もこれらの取組みを積極的に地域に発信し、活動を継続することを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 医療系防災訓練への参加

令和 5(2023)年 10 月に多摩市医師会が市内医療機関及び関係機関と災害時における医療系防災訓練を実施した。この訓練は、災害時において、多摩市、多摩市医師会、多摩歯科医会、多摩市薬剤師会、東京都柔道整復師会南多摩支部等各関係機関が協力し円滑に緊急医療救護所を設置・運営することを目的とし、日本医科大学多摩永山病院、桜ヶ丘記念病院の協力のもと実施した。

訓練では、最大震度 6 強の大地震による大規模災害を想定し、災害対策本部福祉医療対策部において設置・運営する緊急医療救護所について、その役割や機能・通信連絡手段等の共通認識を関係機関で共有し、災害時において、傷病者に対し迅速にトリアージを行い、最善の救命効果を得ることが出来るよう、各自の役割に応じた訓練を行った。

本学からは、看護学科「災害看護学」の講義の一環として履修学生 12 人と看護学科教員 2 人が参加し、日本医科大学永山病院と桜ヶ丘記念病院の 2 施設に分かれ、緊急医療救護所の円滑な設置・運営、傷病者の搬送と迅速なトリアージを中心に参加した。学生の多摩市医療系防災訓練への参加に対して、令和 5(2023)年度卒業式・学位記授与式で多摩市医師会から学生に感謝状が贈られた。

【図 1 多摩市医療系防災訓練の様子】



【図 2 感謝状授与の様子】

